

# クラレスポーツプラザ宝塚《会則》

## (名称・所在地)

**第1条** 本クラブは、クラレスポーツプラザ宝塚(略称 KSP)と称し、宝塚中山桜台 5 丁目 7-1 に置きます。

## (目的)

**第2条** 本クラブは、クラレテクノ株式会社(以下会社という)が経営・管理・運営し、スポーツを通じて会員相互の親睦と健康の増進を図るとともに、明朗健全なるスポーツ施設として機能することを目的とします。

## (会員の種類)

**第3条** 本クラブは会員制とし、本クラブの趣旨に同意し申し込みされた方の内、会社が入会承認した方を会員とします。  
本クラブの会員区分は、次の通りとします。

会 員 種 類	登録	内 容
総合	正会員	記名 1 名 営業時間中全施設が利用できます。
	家族会員	〃 総合正会員の 16 歳以上の同居家族に限ります。
テニス	正会員	〃 営業時間中テニスコート及び付帯設備が利用できます。(旧短期正会員含む)
	家族会員	〃 総合正会員またはテニス正会員の 16 歳以上の同居家族に限ります。
	平日会員	〃 土曜・日曜・祝日を除く、テニスコートは日没まで、ロッカー・バスルームは閉館まで利用できます。(旧短期平日会員含む)
フィットネス	正会員	〃 営業時間中フィットネス及び付帯施設が利用できます。
	家族会員	〃 フィットネス正会員の 16 歳以上の同居家族に限ります。利用は正会員と同じとします。
	平日会員	〃 土曜・日曜・祝日を除く営業日の閉館時から閉館まで施設を利用することができます。
	ビジネス会員	〃 土曜・日曜・祝日の営業時間中フィットネス及び付帯施設及び平日の午後 6 時～閉館まで施設を利用することができます。(旧ウィークエンド会員及び旧ナイト会員)
	学生会員	〃 16 歳以上 29 歳以下の学生。利用は正会員と同じとします。

## (入会手続き及び会員資格)

**第4条** 本クラブの会員は、書面による所定の入会手続きを要し以下事項を承諾された方とします。

1. 満 16 歳以上で、本クラブ会則・細則・本施設利用規定を承認された方。
2. 入会にあたり本クラブが指定する内容の健康申告書を提出され、心身とも異常が無く定期的な運動が可能と診断された方。
3. 刺青のある方及び反社会的勢力に該当する方ならびに本クラブが入会を不相当と判断した方は入会できません。 万一入会後に発覚した場合は本会則第 10 条に定める通り除名いたします。
4. 会員の権利及び資格を譲渡することはできません。

## (承諾事項)

**第5条** 会員は、以下に定める事項を承諾した方が本クラブの施設を利用できるものとします。

1. 会員は、入会希望する会員種別に応じて別紙細則に定める入会金・諸会費・諸料金の金額を支払うものとします。
2. 支払い時期・支払い方法は本クラブがこれを定めます。
3. いったん納入された入会金・諸会費・諸料金はいかなる場合においても、これを返還いたしません。
4. 本クラブは、経済情勢などの変動に応じて別紙細則に定める入会金・諸会費・諸料金などを変更することができこととします。また館内利用案内版にて告示するものとします。

## (会員資格の喪失)

**第6条** 会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

1. 会員が退会した時
2. 会員が除名された時

3. 会員が死亡した時
4. 家族会員の主体である正会員が資格を喪失した時。正会員が休会になった場合も同様とします。
5. 本会則第4条3項に該当することが判明した時

#### (退会手続き)

**第7条** 会員が退会する場合は、書面による所定の手続きを要するものとします。滞納金がある場合は未払い料金として請求させていただきます。  
※退会届は当月20日まで申し込みを受付いたします。

#### (休会規定)

**第8条** 会員が転勤・病気などの理由により施設を利用できない場合は、書面による所定の手続きを経て会員の資格を継続することができます。(休会事務手数料として1ヵ月1,100円消費税10%・税込金額) ※休会届は前月20日まで申し込みにより翌月の休会を受付いたします。

#### (会員証)

**第9条** 本クラブは会員に会員証を交付します。会員証は記名式とし会員が本クラブを利用するときその都度提示しなければなりません。

#### (除名・資格の一時停止)

**第10条** 会員が次の一つに該当する場合、本クラブはその会員を除名もしくは一定期間資格の停止をすることができます。

1. 本会則その他本クラブが定める諸規則に違反した時。
2. 本クラブの名誉を傷つけ円滑な運営を妨げる行為、または他の会員の利用に支障をきたす行為または秩序を乱した時。
3. 本クラブ内において、スタッフの引抜もしくは他の会員への勧誘行為を行った時。
4. 各諸会費・諸料金の支払いについて、請求があっても3ヵ月間滞納した時。
5. 入会に際して虚偽の申告をした時。
6. 健康状態を害しており、本クラブの利用に支障があると判断される状態になった時。
7. 伝染病やその他、他人に感染する恐れのある疾病を有する方。
8. 他の会員又はスタッフに対する暴力行為や威嚇行為を行った時。
9. 痴漢・のぞき・露出等の公序良俗行為を行った時。
10. 当クラブの会員の品位と社会的信用を無くすような行為を行った時。
11. 酒気を帯びての来館もしくは、館内での飲酒・喫煙行為を行った時。
12. 上記の行為を注意したスタッフの指示に従わなかった時。

#### (会員遵守規定)

**第11条** 会員は以下記載の遵守事項を守るものとする。

1. 本クラブ施設の什器・備品を故意過失により破損・汚損した場合は、修理及び復旧にかかる費用の負担をお願いする場合があります。
2. 本クラブ施設内では、各会員様の所有物は自己責任で管理保管をお願いします。それらの盗難・紛失などの損害等は、自己責任で対処願います。
3. 本クラブ内の各所へご利用マナーを掲示させていただいておりますので、各会員様におかれましては掲示マナーをお守り願います。
4. 本クラブ内の各会員様の安全の為、スタッフより注意または指示をさせていただく場合がございます。各会員様にはスタッフの注意に従っていただきますようお願いいたします。

#### (会員以外の利用)

**第12条** 本クラブが許可した以下の利用者に本施設の利用を許可できるものとします。

1. 本クラブは、施設の利用状況を判断して会社が認める者（ビジター利用・スクール開催）に施設利用させることができます。
2. 本クラブは、会員が紹介した非会員（以下ビジターという）に施設を同時に1名までご利用いただくことができます。この場合ビジターは別に定めるビジター料金をお支払いいただき

ます。ビジターについても本会則が適用されます。

3. 原則として16歳未満のビジターの利用は、テニスコートのみといたします。ただし、プールの利用に限りフィットネス会員の同伴を条件として日曜・祝日の午後1時～4時の間はロッカー室の利用を可能とします。
4. ビジターは会員の利用状況に応じて、制限することがあります。

#### (休業)

**第13条** 本クラブは、定期休館・設備整備・法定点検やその他やむを得ない理由により臨時休業することがあります。臨時休業の場合は、原則として2週間前までに施設内に掲示いたします。

#### (施設の改廃・変更)

**第14条** 法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化や、その他天変地異の事由により施設の修理、改廃などやむなきに至った場合、本クラブは施設の利用範囲の制限または変更をすることがあります。この場合会員は保証その他何等の請求・異議申し立てはできません。

#### (閉鎖)

**第15条** 本クラブは止むを得ない特別の事情が生じた場合は、本クラブ施設内の掲示板に対し3ヵ月の予告期間を設け閉鎖することができます。ただしこの場合、閉鎖月の翌月以降の会費前納分は、無利息にて返還いたします。この場合会員は補償その他何等の請求・異議申し立てはできません。

#### (災害時の休館規定)

**第16条** 本クラブは全般の自然災害及び災害が予測される場合、本クラブ施設の利用を制限又は休館を判断致します。その際の会員への告知については、館内告知に加え、本クラブのホームページ及び専用アプリにて告知を致します。

#### (免責事項)

**第17条** 本クラブは、以下記載の事項について責任を負いません。

1. 本クラブの施設利用に際して、本人又は第三者に生じた人的・物的事故（盗難・負傷等）について本クラブは、一切傷害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
2. 会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては同伴した会員が当該ビジターと連携して損害賠償の責に任じるものとします。

#### (個人情報規定)

**第18条** 本クラブは、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護に努めます。本クラブの個人情報に関する詳細は、別紙プライバシーポリシーに定めるものとします。

#### (細則)

**第19条** 本会則に定めのないクラブ運営事項については別途細則ならびに利用規定に定めます。

#### (改正)

**第20条** 本会則の改正・変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものといたします。

(2024年4月1日改訂)

# クラレスポーツプラザ宝塚《細 則》

## (入会金)

第1条 会則第5条・第6条における入会金は以下の通りといたします。

(消費税 10%・税込金額)

会 員 種 別	入 会 金	
テ ニ ス	正 会 員	3,300円
	家 族 会 員	3,300円
	平 日 会 員	3,300円
フ ィ ッ ト ネ ス	正 会 員	3,300円
	家 族 会 員	3,300円
	平 日 会 員	3,300円
	ビ ジ ネ ス 会 員	3,300円
	学 生 会 員	3,300円

## (月会費等)

第2条 本クラブ施設の利用は、以下の会員料金をお支払いいただきます。

1. 会費は、原則口座振替による月払いとさせていただきます。(消費税 10%・税込金額)

会 員 種 類	月会費	
総 合 利 用	正 会 員	15,785円
	家 族 会 員	9,658円
テ ニ ス	正 会 員	12,870円
	家 族 会 員	10,560円
	平 日 会 員	9,900円
フ ィ ッ ト ネ ス	正 会 員	12,870円
	家 族 会 員	10,560円
	平 日 会 員	9,900円
	ビ ジ ネ ス 会 員	9,900円
	学 生 会 員	3,960円

※2024年現在、総合利用の正会員・家族会員は、現在募集をしていません。

会員種別	コース種別	月会費	利用内容
保護者 会員	A	5,830円	月曜日～水曜日・金曜日～土曜日 (日曜・祝日は利用不可) 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30)
	B	3,960円	月4回利用 月曜日～水曜日・金曜日～土曜日 (日曜・祝日は利用不可) 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30)

	C	6,930円	土曜日・日曜日・祝日のみ利用 土曜日 9:30～21:00(最終チェックイン 20:30) 日曜・祝日 9:30～19:00(最終チェックイン 18:30)
--	---	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------

2. ジュニアスイミングスクール在籍者の保護者の方(祖父母不可) (消費税 10%・税込金額)

(各レッスン等)

第3条 水泳個人レッスン、テニス個人レッスン・フィットネス有料レッスンについては、別に定める利用料金を、利用の都度本細則第4条記載の方法にてお支払いいただきます。

(入会金・会費・その他の支払方法)

第4条 会員は、入会費・会費・その他の支払について、以下の支払方法によりお支払い手続きをお願いします。

1. 入会金の支払方法について

① 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

2. 各会費の支払方法について

① 口座振替によるお支払いについて

前月27日に本クラブ指定金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。

振替指定口座；ゆうちょ銀行・三菱UFJ銀行

② 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

3. その他(物販購入・施設使用料など)の支払について

① 現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

4. お支払い遅延について

・入会金および会費・その他について、前月末までにお支払いをお願いします。前月末までに入金確認が出来ない会員様に対し、お支払いの案内・支払い請求・督促をお送りさせていただきます。また入金未確認会員様に対して、各督促管理手数料各550円/回(消費税10%・税込金額)を請求させていただきます。

・会費その他を3ヶ月以上滞納した場合は、会則第10条4項記載により除名とさせていただきます。

(施設利用範囲)

第5条 会員は、会員種類に応じてクラブ施設をご利用になれますが、施設によって予め予約を必要とするか又は利用時間帯を制限する場合がございます。

総 合	本クラブ全施設
テ ニ ス	テニスコート
フィットネス	ジム・スタジオ・プール・プールサイド・ジャグジー
全会員共通	ロッカー・風呂・サウナ・ジャワー・ラウンジ

会員がその施設利用範囲をこえて施設をご利用になりたい場合は、本細則第7条のビジター料金をお支払いいただきます。

(施設利用料金)

第6条 本クラブ施設の利用は、以下の施設利用料金をお支払いいただきます。

1. 総合利用会員・テニス会員のテニスコート利用料は次の通りとし、利用の都度本細則第4条記載の方法にてお支払いいただきます。 (消費税 10%・税込金額)

テニス会員	1回1名297円
-------	----------

2. フィットネス会員について、本細則第5条における利用範囲での施設の利用料は、徴収いたしません。

### (ビジター)

第7条 ビジターは、以下の規定にて当施設をご利用できるものとする。

1. テニスビジター：当施設の各会員の同伴で、1名に限り利用して頂けます。なおテニスビジターは、テニスコート、風呂が利用頂けます。フィットネス施設は利用できません。

① 混雑時にはテニスコートの利用をお断りする場合があります。

② テニスビジターのご利用は、月2回までとします。

2. フィットネスビジター；フィットネス施設のプール、プールサイド、ジャグジー、ジム、スタジオ、風呂が利用頂けます。なおテニスコートの利用はできません。

3. テニス及びフィットネスのビジター料金は、次のとおり利用料を、現金又はクレジット・電子マネー・QR決済によるお支払いがご利用いただけます。

(消費税 10%・税込金額)

テニス・フィットネスビジター利用料金	
平日	2,200円
土・日・祝	2,750円

4. 16歳未満の方の利用について、当施設の各会員の同伴で、テニスコートのみご利用に限りします。

### (休館日)

第8条 当クラブの定休日は、毎週木曜日と夏期3日間と冬期4日間といたします。その他の休業に関しては、会則第13条によるものといたします。

### (営業時間)

第9条 当クラブの営業時間は次の通りといたします。

フィットネス	平日・土	午前9時30分～午後9時
	日・祝	午前9時30分～午後7時
テニスコート	平日	午前9時30分～日没まで
	土・日・祝	午前8時30分～日没まで

フィットネス最終チェックイン

平日・土曜日 午後8時30分

日曜日・祝日 午後6時30分

ただし一部の施設によっては、営業時間の異なる場合があります。

### (会員種別の変更)

第10条 フィットネス会員・テニス会員が会員種別の変更を希望される場合、変更手数料として一律1,100円(消費税10%・税込金額)と会費の差額をお支払いいただきます。  
総合利用会員がテニス会員・フィットネス会員への種別変更はできますが、テニス会員・フィットネス会員が総合利用会員への種別変更はできません。  
家族会員はその主たるテニス会員が会員資格の喪失・休会となった場合は自動的に会員資格を失います。

### (届け出事項)

第11条 会員は、住所または連絡先など入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかに届出ることとします。各会員様は、自宅以外に緊急の連絡先(ご親戚、ご友人等)をお届け願います。

### (料金の変更等)

第12条 入会金・保証金・月会費・利用料その他諸料金は、物価・経済情勢の変動、及び会社の都合により変更する場合があります。

### (改正)

第13条 本細則の改正、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものといたします。

2024年4月1日改訂